

こども家庭庁(関係府省)における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例(提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等(支障の原因となっている規定等)	制度の所管・関係府省	団体名	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)〉		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
134	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育士の処遇改善加算制度の見直し	「病児保育施設」に従事する保育士の処遇改善を目的とした子ども・子育て支援交付金交付要綱の交付要件の見直しを求める。	保育士は全国的に不足しているが、その原因の一つとして保育士の給与等が低いことが挙げられており、国では保育士の処遇改善加算による賃金改善の取組を行っているものの、「病児保育施設」の保育士については、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育施設」と異なり、処遇改善加算の対象となっていない。また、「病児保育」は、医療機関などが実施している場合が多く、保育士に対する処遇改善加算が含まれる「特定教育・保育」と兼務とすることが困難であることから、「病児保育施設」の保育士の処遇改善は進みづらい状況である。そのため、保育士は、賃金の高い「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業」で就労し、「病児保育施設」の保育士の確保が難しくなっている。	事業を受託している医療機関からは、「病児保育施設」の保育士確保が難しいことや、定着してもらえないとの相談を受けており、病児保育事業の運営に支障が生じている。また、全国病児保育協議会は国に対し、令和3年12月14日付けで「病児保育事業の事業改善に関する要望書」を提出し、病児保育施設の保育士の処遇改善を求めている。	—	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	こども家庭庁	松山市	花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、上尾市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、三重県、大阪市、広島市、高松市、東温市、熊本市、大分市、宮崎県、鹿児島市	○同じ保育士であっても、勤務先により処遇改善の対象外となることで、不公平感が生まれる。 ○病児保育施設に従事する保育士の処遇改善については、当市においても事業者から要望を受けている。 ○特定教育・保育施設等の保育士と病児保育施設の保育士との間に業務内容の差異が無いことから、制度の見直しは必要と考える。 ○同様の内容について、病児・病後児保育施設より当県へ意見があった。	病児保育事業は、普段保育所等を利用しているこどもが病気の際の保育サービスとして子育て家庭の支えとなる重要な事業であるところ、例えば通常時と感染症等の流行時の利用者数に大きく隔たりがあるなど変動が著しく、また常時の利用者も見込まれないことから、人件費を含む補助単価の改善等を通じて安定的な提供体制を確保していくことは重要であると認識している。 このため、令和3年度予算において、利用児童の変動によらない基本分単価(人件費を含む病児保育事業の実施に必要な経費に活用)を1か所当たり年額約500万円から約700万円に引き上げを行い、さらに、令和6年度予算においてはこども未来戦略を踏まえ約700万円から約840万円まで基本分単価の引上げを行っている。加えて、直前の利用キャンセルや感染症の影響等を踏まえながら、安定的に質の高いサービスを提供できるよう、当日キャンセル対応加算や感染症対応加算の創設を行ってきたところである。また、令和8年度においても基本分単価を1か所当たり年額約880万円から約950万円に引き上げを行う予算案をお示したところであり、これらの人件費を含む補助単価の改善・拡充等を行うことで、安定的な事業実施とともに質の高いサービスの提供に必要な支援を行っていく。
291	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	教育・保育給付認定における保育標準時間と保育短時間の区分の統合	教育・保育給付認定における保育標準時間(1日当たり11時間分の給付)と保育短時間(1日当たり8時間分の給付)について、制度開始当初、保育短時間の利用者負担は「保育標準時間の▲1.7%」とされ、実際の差は国基準で月額0～1,600円程度であり、区分を設けることの保護者側のメリットは少ない。また、認定変更が生じる度に保育標準時間と保育短時間の状況把握やそれによる対応等、事業者側の負担も大きい。加えて、保育標準時間と保育短時間の認定に明確な判断基準はなく、短時間の就労であっても、例えば1日の労働時間は5時間であるが勤務時間が13時から18時までというケースについて自治体の判断により保育標準時間とするなど、自治体で個々の判断を行うこととなり、負担が大きい。 令和元年10月に幼児教育・保育無償化で創設された類似の施設等利用給付認定においては、こうした区分なく運用されている。今後、「こども誰でも通園制度」も加わり、制度が更に複雑化することから、大元となる教育・保育給付認定については、保育標準時間と保育短時間の区分を統合し、全ての利害関係者に対し簡素な制度とすべきと考える。	保育標準時間と保育短時間の区分の変更を伴う認定変更は、人口34万人の当市で年間約1,400件あり、うち利用者負担の金額変更を伴うものが約600件あり、大変な事務負担となっている。保育施設からも、変更手続の煩雑さを嘆く声が寄せられており、例えば、標準時間から短時間へ変更されたことを保護者・施設ともに把握せず延長保育を利用して、後から認定変更の事実を施設が把握し、数百円～数千円の範囲で延長保育料徴収のトラブルになるケースが毎年発生しており、その収束に少なからぬ労力を費やしている。	現在でも、保育標準時間は、就労等の実態にあわせ必要な利用を行うこととされており、当市においては保育事業者と保護者の間で協議を行い実際の預かり時間を決定しているため、統合しても利用に支障は生じず、保育時間の長時間化にも繋がらないと想定される。事業者側にとっても、利用者の保育の必要性の把握(確認)だけとなり、実務が簡素化でき、保育必要量の認定のゆらぎが無くするため、安定的な経営計画を立てやすくなる。加えて、給付費の請求についても、毎月の変更点が少ないため、事業者・市区町村双方の事務処理が簡素化し、それに係る経費(人件費、通信運搬費等)が軽減される。	子ども・子育て支援法第20条第3項、子ども・子育て支援法施行規則第4条	こども家庭庁	越谷市	小樽市、花巻市、宮城県、上尾市、三郷市、浜松市、春日市	○短時間の保育時間は園により異なることが多く、ニーズに合わないケースがある。標準対応とするか短時間対応とするか個別での判定が必要であるケースもあり、煩雑な業務となる。保護者側も残業などにより就業時間が異なることが発生し、延長保育対応などの対応が必要となることもあり、提案内容について賛同します。 ○月途中で就労を開始する等で、保育短時間利用者が保育標準時間利用を希望する場合、当市では保護者が事業所に保育料の差額を支払い、利用を認める手続きをおこなっているため、事業所、保護者双方に費用面、手続き面で負担がかかる。区分の廃止による効果は期待される。	子ども・子育て支援法では、施設型給付費等の支給は教育・保育の利用について行うこととされており、教育・保育給付認定においては、給付費の支給に係る保育の量を、保護者の就労状況等を踏まえて予め認定し、適切な施設型給付費等の支給を行うこととしている。 保育必要量の区分については、保護者の就労の状況等に応じ、保育を利用することが可能な最大の時間の枠として、こどもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点から、主にフルタイム就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイム就労を想定した「保育短時間」という2つの認定区分としているところであり、単に制度を簡素化する等の観点から保育必要量の区分を統合することは困難である。	